

近世初期の老中発給文書と月番制

山 本 博 文

はじめに

近年、近世古文書学への関心が高まり、近世古文書学についての概説や個々の文書の様式や機能についての専論が発表されているが、未だ個別研究を蓄積する段階にある。今後も、個々に検討した文書の事例報告を行いつつ、より包括的な見通しをつくる努力が必要であろう。

本稿でとりあげる老中奉書については、一九八六年、高木昭作氏が「近世史研究にも古文書学は必要である」と題する論文において検討を加えている。この論文は、題名をみてもわかるように、老中奉書と老中書付を検討しながら、近世古文書学構築の必要性を述べたものである。

この論文の主張するところは、本稿で必要なかぎりでまとめれば、老中奉書において、①上意文言の有無は奉書であることの要件ではなかったこと、②老中の連署も奉書の要件ではなかったこと、の二点である。この内、①は、笠谷氏の「老中奉書」においても踏襲されており、ほぼ認められていると言つてよいであろう。

しかし、②の論点については、老中奉書の時代的差異を考慮されておらず、問題が残っている。高木氏が例示されたのは、文化十二年（一八一五）七月二日付の奉書であるが、寛文四年（一六六四）三月以降、老中单独署判の奉書（一判の奉書）が制度的に認められていることは研究

史においてもすでに指摘されており⁽³⁾、「小事」については、老中单独署判の奉書が専ら用いられているのである。高木氏が例にあげた奉書は、まさにそのような内容（暑中御機嫌窺いへの返事）にほかならない。

したがって高木氏の議論はそのままでは通用しない。しかし、実は寛文四年以前にも老中单独署判の奉書があることが、経験的に知られており、それゆえ高木氏もさして寛文四年の連署制改革に留意せずに典拠史料を引用したのである。

ただしこの老中单独署判の奉書は、その用途によって何種類があり、連署が老中奉書の要件ではなかつたとまとめられるほど単純なものではない。ある種のことながらには、連署が重要な奉書の要件であった。これについては、行論中に述べていきたい。

本稿では、寛文四年以前において、この老中单独署判の奉書がいかなる場合に用いられ、それがどういう機能を果たしたのかという点を実証的に確定し、それを幕府の政治制度、具体的には寛永十二年に創設される年寄の月番制と連関させて理解することを課題とする。

主に使用する史料は、細川家史料（永青文庫所蔵）である。細川家史料には近世初期の三代、すなわち忠興、忠利、光尚の時代に幕府が発給した老中奉書や、それに関連する大名側文書が比較的よく残つており、先のような課題を解くには最適の史料群である。

〔注〕

- (1) 笠谷和比古「老中奉書」（日本歴史学会編『概説 古文書学』近世編
吉川弘文館、一九八九年）。伊藤孝幸「老中奉書について」『古文書研究』
第三四号（一九九一年）。

- (2) 永原慶二・稻垣泰彦・山口啓二編『中世・近世の国家と社会』（東京大

学出版会、一九八六年）所収。

(3)

たとえば藤野保氏は、『徳川実紀』を典拠に、「寛文四年三月、老中の連署制を改革し、『毎時老臣、瑣碎の事にも連署するをもて、政務のままたげ少なからず、今より後大事にのみ連署を用ひ、小事には直月の一人署して行ふべき旨仰下さる』とある如く、老中連署は『大事』のみに限定し、『小事』は月番老中による一人決定制（署名）を採用した。そして四月には、『大事』の職務内容を明確にし、公家・門跡、御三家、参勤交代、城普請、帰國の御札、その他諸手形、伝馬奉書と規定したのである」と述べている（『新訂幕藩体制史の研究』吉川弘文館、一九七五年、四二七頁）。なお、細川家史料中、『公儀年中御格』（一〇一九一八）においても、この幕府の指示が控えられており、「御用番之老中斗一判」として、

(4) 笠谷氏は、前掲「老中奉書」において、このような形の奉書を「老中返札」となすべきだとしている。従うべき見解であろう。

一 老中一判の奉書の出現

年寄連署奉書

寛永九年（一六三二）正月二十四日、大御所秀忠が没し、將軍家光の親政がはじまつてから、從来権勢を誇っていた土井利勝ら年寄は、大名からの進物の披露さえ合議を必要とするという体制を強制された。これは、家光が、個々の年寄への権力集中を嫌つたからで、次の史料のように、江戸城への出頭命令でさえ、年寄連署奉書で大名に指示が与えられた。

〔史料1〕（江戸幕府171、折紙）

明日御用之儀候之間、四時分可有御登城候、恐々謹言

六月廿日

酒井讚岐守

忠勝（花押）

細川越中守殿

土井大炊頭

忠勝（花押）

利勝（花押）

この史料だけでは年代が明らかにできないが、幸いこの奉書を受け取った細川忠利の請書の案文留書が残っていて、寛永十二年のものであることがわかる。笠谷和比古氏も述べるように、老中奉書を受け取った大名は、必ずその「御請」を行い（「請書の提出」）、これによつて幕命の伝達が完了したのである。

これは、後述するように、少しのちなら、豎紙奉書で伝達されるような内容であるが、寛永九年から十二年頃までは、このように連署奉書にて登城の指示までが与えられていたのである。

しかし、この合議方式は、些細な件まで年寄が集まるか、文書や使者を取り交わさなければならなかつたので、政務の停滞を招くことになつた。そのため、寛永十一年三月に年寄の半月番制を明示、翌十二年十一月十日には評定所の寄合が定例化されるとともに、本格的に老中の月番制が開始されることになった。

これにより、どの大名からの、どのような件の「訴訟」であつても、月番の老中が担当することになり、日常的な進物の披露などについては、迅速な処理がなされるようになつた。そして、この制度の確立とともに、老中一判の奉書が出現することになる。

老中返札

老中一判の奉書は、わずかの例外を除き年が記されていないので、その初出の奉書を上げることは困難であるが、先に紹介した『御奉書之御請之御案文』を通覧すると、それがほんらかになる。

この史料は、老中奉書を受け取った熊本藩がその請書の案文を控えたもので、年代順に書き留められている。請書は、奉書の署名者を宛所にしているので、老中一人宛の請書は、老中一判の奉書が到来したことを示している。

これを表にして示すと、寛永十四年九月十八日付の請書（土井利勝宛）がその初見である。これから推測される奉書の内容は、重陽の呉服を披露した旨を伝えたものであり、おそらくは御内書の添状であろう。

そして、次の寛永十四年十月十四日付の請書（阿部忠秋宛）は、家光に進上した白雉を披露した旨への請書であり、遅くともこの時点で一判の老中奉書の存在が確認できる。

細川家文書から実例をあげると、次のようなものである

〔史料2〕（江戸幕府193、折紙）
八代蜜柑五箱被差上之候、遂披露候之處、度々念之入候段、被思召

御機嫌候、恐々謹言

十二月十六日

細川越中守殿

年次は、註(6)に引用した請書の存在から、寛永十七年である。請書の文面によると、「十二月十六日之御奉書」と明記してあり、これががまき

特色としては、宛名が「殿」であり、脇付がないこと、事務的で簡潔

な文章であることがあげられる。この形式は、寛文四年以降に制度化されたとされる「老中返札」と同じであり、すでにこの時期に出現していることがわかる。

表によると、寛永十六年以降、この一判の老中奉書が増大していくことが明白である。内容については、①御内書の添状に対する御請、②

豎紙奉書

以上述べたのは、折紙の奉書であるが、この時期には他に堅紙の奉書がある。⁽⁷⁾ 堅紙の奉書は、かならず老中一判であり、捺封であるという特色をもつ。内容は、大野充彦氏の山内家文書の分析通り、登城命令および献上品に対する返札である。以下、実例を掲げよう。

〔史料3〕（江戸幕府53、竪紙
(端裏捻封ウハ書)

細川越中守殿

信綱

御座候間、四過

恐々謹言

四

信續

府 154、堅紙

公平尹豆室

細川肥後守殿

信網

ひ并蟹節遂披露

四

信綱（花押）

文料1」に連署の実例があり、進物の返札については

蜜柑は、細川氏が毎年將軍に進上する品物であるが、

御手書之御清之御案文

月日 宛名の順序は史料の記載順に従つた。
年寄（老中）以外の者への御請は省略した。

その同じ品物に関しても折紙と堅紙（十二月十九日付老中松平信綱堅紙奉書、江戸幕府157）が使い分けられている。大野氏の報告によれば、藩主在府中の場合は堅紙、藩主帰国の場合は折紙との使い分けが次第に定着するという。あるいは、ここでもその使い分けがなされているのかもしれないが、年号不明であり、他に判断の材料もないのに結論は保留したい。

ただし、「史料4」の竹刀・鰹節の進上は寛永十三年、光尚在府中のことであり、かつ三斎と忠利も相互に同じ場所にいるときは堅紙の書状を使うことが多いので、その可能性は高いと思われる。

史料名については、大野氏が「堅紙奉書」と「折紙奉書」として区別すべきだとされている。形態での分類であるが、従うべき見解であると思う。ただし、連署奉書も必ず折紙であるが、そこに折紙という言葉を入れないのであれば、折紙を基本型と考え、老中一判で折紙の奉書には「折紙」の語句を省略し、献上品への返事であることから「老中返札」としてもよいのではないか。すなわち、「史料2」を「老中阿部忠秋返札」のごとく名付け、「史料3」「史料4」を「老中松平信綱堅紙奉書」と呼べば区別できる。ただし、堅紙奉書では返札を区別しないのか、という批判もありうるので、「史料4」は「老中松平信綱堅紙返札」と呼んで区別すればよい。

注

（）この番号は、『細川家近世文書目録』（熊本県文化財調査報告第二十九集、一九七八年）記載の番号である。所蔵番号は別であるが、それのみで

は文書を特定できない。永青文庫中の史料にはこの番号が付けられているので、便宜のためこの番号を付記する。

(2) 『御奉書之御請之御案文』永青文庫一〇一四一一。

明日御用之儀御座候間、四ツ時分可致登城旨、奉得其意候、恐々謹言
寛十式
六月廿日

土井大炊頭殿
酒井讚岐守殿
御報

(3) 笠谷、前掲書、二七頁。

(4) 抽著『寛永時代』(吉川弘文館、一九八九年)二五頁。

(5) 「訴訟」という用語は、単に紛争解決の訴えではなく、御手伝普請分担の嘆願や国目付派遣の要求など幅広い案件について用いられ、「願」よりも強い要請であった(抽著『江戸お留守居役の日記』読売新聞社、一九九一年、二六三三頁)。

(6) 笠谷氏は、『諸例集』を引いて老中返札への請書の提出は一般には省かれるとして述べている(前掲書二九頁)が、この時期には毎回請書を提出している。伊藤孝幸氏が請書の存在に疑問を呈している(前掲論文)ので、この実例をあげておこう(『御奉書之御請之御案文』)。

十二月十六日之御奉書致拝見候、八代蜜柑五箱差上申候処、被遂披露被

思食御機嫌之旨被仰下、奉悉存候、恐々謹言
(寛永十八年)

正月二十六日

阿部豊後守
御報

なお、この請書は斜線で抹消されており、「江戸ニ而肥後様被成御調ニ付而、此御書戻ル」との注記がある。このような定例の請書は、江戸にいる息子の光尚(寛永十二年七月二十三日より肥後守)が判紙を使って提出を代行する場合が多かつたことを示している。

(7) 硫紙の奉書については、笠谷氏は何も触れていないが、大野充彦氏が『土佐藩主山内家歴史資料目録』(高知県歴史資料調査報告書、一九九一年)の解説「江戸幕府発給文書について」で詳しく触れている。氏によれ

ば、山内家の硫紙奉書は、①登城召状と②献上品に対する返状に限定される。①は元禄三年(一六九〇)四月十三日付を最後に姿を消し、この時期に無判の奉書あるいは切紙の奉書に切り替わられる。②は、折紙の連署奉書あるいは一判の奉書と並行して使われ、藩主在府中は硫紙奉書、藩主帰國中は折紙奉書という使い分けが次第に定着する。

(8) (寛永十三年)十一月朔日細川忠利書状(細川光尚宛)『大日本近世史料

細川家史料』十三一一〇〇号(以下、『細川』十三一一〇〇号のごとく略す)。

二 老中書状の効力——熊本城普請許可をめぐって——

本章では、老中奉書の発給等の一連の過程が明らかになり、かつ幕藩関係においてもつとも慎重な対応がとられた大名の城普請に関する文書をとりあげる。具体的には、寛永九年(一六三二)肥後熊本に入部した細川忠利が、翌々年に熊本城の堀や矢蔵を修理しようとして内願書をあげたことにはじまる一連の交渉である。⁽¹⁾

寛永十一年三月十七日付で、細川忠利は、次のような内願書を用意した。

〔史料5〕(案文、原本硫紙)

覚

一熊本之城堀矢蔵大方修理ニむかさる所無御座候、肥後代^(加藤忠広)よりの堀矢蔵之分ハ、上申候木がたのゑずニ御座候、去年はそんの石垣もおなじゑずニ仕上候間、一々堀矢蔵之数を書付不申候、一度ニハ不罷成候間、得御意候分ハ、連々仕度奉存候事、
一本丸・二之丸之間二百廿一間、水をとしのみぞ御座候、ふかさ一間又ハ武間餘も御座候、事の外わきそこね候間、はば三間ニ仕、みぞわき石垣ニ仕度奉存候事、

一熊本しまり不申ニ付而、三之丸しめの事、口上ニ申上候、但此儀

ハ不入様ニ思召候ハ、被得御説聞敷候事、

以上

第三条はまず口上にて幕府年寄の内意を伺い、年寄の判断の上で上意を伺うかどうかが決定された。つまり、この内願書は口頭で願う事項を文書化したものである。実際この件は、幕府年寄に「物語」された。すると、それに対する幕府の対応は、「熊本堀矢藏修理、又二・三之丸もしまり不申由、御年寄衆へ去十八日ニ物語仕候之處、其儘立御耳、いかようにも存儘ニ可仕由、則其日被仰出、きもをつふし申候ほと、か様ニはか参候、忝存候事」というように迅速なものであった。

既に述べたように、この年三月、將軍家光は政務が停滞していることを嫌い、年寄たちに半月番制を命じた。丁度その時期であったから、そこの日のうちに番にあたった年寄から家光に披露され、許可がおりるという非常に迅速な対応がなされ、細川忠利も驚いたのである。ここで、年寄の合議を経ずして上意による決定があつたことを確認しておきたい。

年寄連署奉書

そして、その文書による許可は、四月十四日付で、年寄連署奉書にてなされる。次の史料である。

〔史料6〕(写、原本折紙)

熊本之城櫓垣破損修復之事、崩候石垣并築さしの石垣之事、二ノ丸と三丸之間水落はじ三間西脇石垣ニ被仕度之由、承候通達 上聞候処、可申付之旨被仰出候、可被得其意候、恐々謹言

寛永十一戌
四月十四日

土井大炊岐守 在判

酒井雅楽頭 在判

細川越中守殿

これは、折紙・年寄三人の連署といふ典型的な年寄連署奉書である。

ただし、付年号があることは注目しておくべきで、城普請のような証拠書類にはこのように付年号を付して許可の年月日を明白にしているのである。この奉書が発給されたのも、証拠書類として残すべきものだったからである。

これが写であることは明白であるが、なぜ写しか残っていないのかといふと、この年八月、家光上洛中に忠利が家光自身から直接許可を与えられ、重ねて次の年寄連署奉書が発給されたからである。

〔史料7〕(原本、折紙)

熊本之城、しまり無之所之事、今度御直ニ如被仰出候、此跡以絵

図被申上候通、連々ニ普請可被申付候、恐々謹言

寛永十一戌
八月一日

堀田加賀守 正盛 (花押)

阿部豊後守 忠秋 (花押)

松平伊豆守 信綱 (花押)

酒井讚岐守 忠勝 (花押)

土井大炊頭 利勝 (花押)

利勝 (花押)

細川越中守殿

折紙で、付年号があることは、四月十四日付奉書と同様である。ただし、連署者の構成が変化し、五人に増加していくことが相違点である。あるいはこのことが、重ねて仰せがあつて連署奉書まで与えられた理由かもしれない。なお、「史料6」の文章、および「史料7」の「連々ニ普請」という文言が、願書の文面を考慮したものであることに注意しておきたい。

再発給願い

寛永十二年六月二十一日に諸大名を江戸城大広間に集めて申し渡された武家諸法度には、周知のように城普請について、「一、新儀之城郭構營堅禁止之、居城之隙塁石壁以下敗壞之時者、達奉行所可受其旨也、櫓屏門等之分者、如先規可修補事」という規定があった。これを受けて、翌寛永十三年細川忠利は、酒井忠勝に重ねて許可を受けたいと願った。

【史料8】(案文、原本堅紙)

讚岐殿へ可申口上之覚

一熊本普請之儀、去々年御上洛之刻、御年寄衆へ御内談申候処、則
被達 上聞、連々以可申付旨、御前へ被 召出 御直ニ被仰出、
其上被成下御奉書候へ共、其年ハ年暮ニ成、其後之 公儀御普請

ニ付、先年差上候絵図之内、半分も不申付候事、

一御奉書ニ連々以可仕由被 仰出候へ共、今度之御法度書ニ城普請
之儀も御座候付、重而得御意候、最前得 上意候普請之仕残ニ而

ハ候へ共、如此候事、

一右之通申上候而、御奉書被遊替可被下旨、御年寄衆被仰候ハ、一
往申上度存候ハ、最前之御奉書もそのまゝ被懸御意、重而御添状
被下候様ニ申度候、子細ニ、今度被遊替候へハ御奉書之年月替候、

上意候驗無之候事、

右之通、(酒井忠勝)讚岐殿へ得御内意、其上御差図次第殘御年寄衆へ可申

上候、不遜儀候へ共、讚岐殿御暇ニ而御上不在候間、早々讚岐

殿へ申入、御暇以前ニ事済候様にと存候、以上、

(注記)【此右書御座候ハ、讚岐殿へ迄の覚書、残る御年寄衆ハ、右書

なしニ 遣候】

(付札)【寛永十三年】

六月十一日

前二カ条は、すでに説明を加えた部分である。注目すべきは第三条で、もし年寄たちが新たに連署奉書を発給することに決した場合、細川家としては、「最前之御奉書」すなわち寛永十一年八月一日付の奉書を提出して交換してもらうのではなく、重ねて「御添状」を与えてもらいたいというのである。これは、もし新しい奉書を代わりにもらつた場合、その日付が新しいものになり、寛永十一年から行っている城普請が許可されて行つたものだという証拠が細川家側になくなつてしまふからである。藩側の、城普請を行ふ場合の細心の配慮が窺えるであろう。あわせて、老中連署奉書の強い証拠能力を窺うことができる。

そして、この口上の覚書は、酒井忠勝(5)のみ提出され、彼の内意を得た上で彼の指図で他の年寄に願いを出すようとにされている。老中書状

寛永十三年六月十一日付の願書に対して、七月十八日付で老中阿部忠秋から次の返事がくる。

【史料9】(折紙)

猶以、御居城熊本普請之儀被仰下通、達 上聞候処、此以前被

仰出候ことく可被申付候旨、被仰出候、委曲御使者へ申候、以上、

貴札致拝見候、(細川家光)

月九日御居城至熊本御参着、緩々と御休息候所忝被思召候ニ付、使者を以被仰上候、即各被達 上聞候処ニ、御使者御前へ被 召出、

無残所御仕合共ニ御座候、將亦私かたへひらうと十端被懸御意、遠路思召寄添奉存候、委曲御使者可為演説候間、不能詳候、恐惶謹言

(付箋)【寛永拾三年】

阿部豊後守

忠秋 (押)

越中

細川越中守様

貴報

この史料は、暇を許されて帰国した細川忠利が、挨拶のために使者とともに江戸の老中に送ったもので、進物を将軍に贈り、あわせて阿部忠秋にもビロード十端を贈っている。これは当時の慣行で、帰国した大名はこのような挨拶を老中を介して行うことになっていた、そして、この史料は、それに対する返書である。

内容的に見ると、本文に使者の口上を将軍に披露し、さらにその使者が御前に召し出されたことを記しており、また尚々書に熊本城普請の件について将軍の意思が伝達されている。これは、熊本藩の問い合わせに対する返答であり、証拠能力を持ちうるものである。ただし、付札の年号は熊本藩側がつけたものである。

「史料2」の「老中返札」と違うところは、宛所が「様」で「貴報」という脇付があることである。また、自分への進物の御礼が記されなど、私的な事柄にわたることも書かれている。熊本藩側がつけたこの史料の包紙のウハ書きには、「熊本御普請之儀ニ付、寛永拾三年七月十八日、阿部豊後守様より御返事一通」との註記があり、熊本藩ではこの史料を「奉書」とは称していない。

このような点を考えると、この文書は、私信のついでに将軍の意思を伝達したものであると言える。ただ重要なことは、老中の地位にある者の書状は、たとえそれが公的文書ではなくても、大名に対する拘束力をもつということである。

そして、この史料には、もう一点重要な点がある。これは、阿部忠秋が単に個人、あるいは老中の一人であるから出されたものではなく、彼が月番の老中であるという資格で出されたという点である。これについては、次の同年七月十四日付松平信綱の返書「史料10」、および後にこの時の事情を明記した酒井忠勝の返書「史料11」から明白になる。

〔史料10〕(折紙)

貴札拝見仕候、然ぞ、公方様弥御機嫌能被成御座候間、御心安可被思召候、隨而今度御手前御仕合能被遣御暇、今程緩々与御在国被成、忝被思召之由、御尤奉存候、然ぞ御使者を以被仰上候、各遂披露候處、御進物首尾能上り、御使者則御前江被召出、御機嫌被思召之旨、御直ニ被仰含候、次私ヘひろうと拾端并羽ちよろけん武端被懸御意、遠路御懇情之段、忝奉存候、將亦、其元御居城御普請之儀、被仰越候、〔同部思秋〕阿豊州被得、御意候處、最前被仰出候通普請可被仕旨、上意御座候、委曲豊州可被申入候、恐惶謹言

〔付箋〕
〔寛永十三年〕

七月十四日

松平伊豆守
信綱(花押)

細川越中守様
貴報

〔史料11〕(折紙)

以上

尊書致拝見候、仍其地御普請之儀、度々被得、御意候へ共、新敷御法度書出申ニ付、相易儀も可有御座候と思食、去々年阿部豊後守方當番之節被仰入候之處、前々如被仰出候可被申付之旨、奉書を以被申入候へ共、去年そ公方様御不例、当年そ有馬表之儀付、旁以只今迄就不被仰付候、久敷間も御座候條、何たる普請と人も可存と思食、阿部豊州迄重而御断被成之由、一段尤存候、定而奉書之表ニも連々を以可仕と可有御座候、然ぞ苦有間敷と存候、委細ぞ、阿部豊州可被申入候間、被任其旨、普請可被仰付候、猶期後音之時候、恐惶謹言

酒井讚岐守
忠勝(花押)

七月三日
細川越中守様
尊報

「史料10」は、前半は阿部忠秋の返書と同様の内容で、宛所は「様」、脇付も「貴報」となっている。細川忠利は、信綱へも書状と進物ビロード十端と羽ちよろけん（羽二重の縞柄の絹織物）一端を送つており、それはその返書である。

信綱は、阿部忠秋が将軍に披露した結果を聞き、いちはやくその結果を報じているが、「委曲阿豊州可被申入候」というようにその詳しい報告は阿部忠秋から行われるべきであるという認識を持っていた。何故忠秋なのか、という疑問は、「史料11」をあわせて見ればわかる。

「史料11」は、寛永十五年、重ねて普請の窺いを出した細川忠利に対して、酒井忠勝が出した返書である。寛永十四年の家光の病氣の時、幕府目付より城普請を自潔せよとの命令を受け、さらに島原の乱の出陣により、熊本城の普請は中断していた。その再開のため、忠利は忠勝に再度確認のため窺つたのである。

これによれば、熊本城普請については、願書を上げた時の当番（月番）が阿部忠秋であり、將軍への披露も忠秋が行つた。そして、これに答えた忠秋の返書は、「奉書を以被申入候へ共」というように幕府当局者の忠勝によつて「奉書」であるとされている。もちろん、忠勝は忠秋の出した文書を見ておらず、奉書の文面に「連々を以可仕」とあるのは寛永十一年八月二日付の年寄連署奉書である。しかし、「史料9」の尚々書で述べられた内容は、奉書に記される事項であり、「奉書」と呼んでもよかつたのである。

また、「定而奉書之表ニモ…」とあるように、奉書の文面は、一見些細な表現であつても幕藩両者を拘束するものであった。

付年号のある老中書状
また、先に少し述べた証拠能力との関連でいえば、次の阿部忠秋の返書が参照されるべきであろう。

〔史料12〕（折紙）

猶々、最前被得御意候節、私當番故、此度も蒙仰候付而、乍御報如此候、以上、

御状令拝見候、熊本城普請之儀付而以奉書申入候へ共、去年之公

方様御不例、其後有馬表之儀付御延引、歷年月候間、今程普請有之義可為如何之由、示預之趣承届候、雖然重而不及得 上意候之間、最前連署之通普請可被仰付候、御念之入候段、各へも令相談、如此

候、恐惶謹言

寛永十五年
七月四日

阿部豊後守
忠秋（花押）

細川越中守様
御報

この史料は、熊本城普請に再々度着手するため、細川忠利が幕府に願つた普請再開願への回答である。これを「史料11」との関連で読めば、状況を説明した酒井忠勝の返書に対して、その正式回答であるとの位置付けを与えることができる。

この返書で注目すべきは、熊本城普請再許可の時の月番であつたことから、今回も担当していると明記されていること、付年号があり、明確に証拠能力を持つ文書であること、の二点である。そして、これは、「史料9」の延長線上にあり、兩者とも証拠能力を持つ文書である。

文中「以奉書申入候へ共」の「奉書」とは、「去年之公方様御不例」とあることから、寛永十三年七月十八日付阿部忠秋書状「史料9」と考えられる。これは、発給者の阿部忠秋自身によつて「奉書」と認識されていたのである。

それではなぜこの文書が奉書様式で出されなかつたかといふと、「各へも令相談」というごとく老中間での合議はあつたが、その結果既に将军の上意を得て出された連署奉書で十分であり、重ねて上意を得る必要

なしと、老中たちが判断したからであろう。ただし、このような文書が発給できるのは、まさに老中月番制が成立したからであった。

以上、結論を述べれば、月番老中の書状（返書）は、純粹な私信ではなく、証拠能力を持ちうる幕府の制度に則った文書であり、「奉書」とも呼ばれた。従つてこれは、月番制との関連で生成された老中奉書の新しい一形態とも言いう。そのほかに、当時の慣行から、取次の老中も返書を出して幕府の状況を伝えている。これも、広い意味での制度的な裏付けをもつていた。この時期よくみられる老中の書状はこのような性格のものであり、決して書状一般に解消すべきものではない。⁽⁷⁾ したがつて、史料名をつける場合は、「老中○○書状」と氏名の上にその役職名を付すべきであろう。

なお、老中が発給する堅紙の文書にも、ウハ書の宛名が「殿」のものと「様」のものがある。前者が形式的な進物披露の通知あるいは登城命令であるのに対し、後者は長文で私的な要素が強いものが多い。⁽⁸⁾ 従つて、堅紙文書についても宛名が「様」のものは老中○○書状（堅紙）とすべきであろう。

〔注〕

(1) 寛永十一年に始まる熊本城普請関係の文書は、細川家史料の神四五印二

一・二二番にあるが、前掲『細川家近世文書目録』には収録されていない。以下、これについては史料番号を省略する。

(2) (寛永十一年)三月廿一日細川忠利披露状案『細川』十一—七一七号。

(3) ここで新しく登場した松平信綱は寛永九年十一月十八日に、阿部忠秋・

堀田正盛の両名は寛永十年五月五日に「御年寄並」を仰せ付けられている。この年三月の半月番制の時には、土井利勝・酒井忠世・酒井忠勝の三人にしか月番を割り振られていなかった。奉書加判は、この文書がその初見である。当時家光は上洛中で、酒井忠世は江戸城の留守を守っていた。

月番老中書状や取次老中書状は、城普請以外でも寛永十四年以前に見られるが、これは大名の嘆願の仕方と密接な関連をもつ。たとえば、寛永十年（一六三三）十一月、細川三斎は出府しようとして

(4) 『御当家令條』卷一（近世法制史料叢書2、創文社）。

(5) 酒井忠勝が、細川忠利の「取次の老中」であつたことは、細川光尚が末期にあたつて領地返上を申し出た書状（地二番、請求番号一〇七一三七三四）に、「尚以、越中守時より御両人御取次故、如此ニ御座候、若不慮ニ相果申候儀も可有御座哉と奉存、かね／＼如其仕置候、以上」と述べていることから明らかである。諸大名がそれぞれ「取次の老中」を頼んでいたことについて、拙著『江戸お留守居役の日記』第一の2において、毛利家の事例をもとに考察している。

(6) 寛永十五年以前において、土井利勝・酒井忠勝は例外なく「年寄」と呼ばれているが、松平信綱や阿部忠秋とともに「老中」と呼ばれ始める（拙著『寛永時代』九一頁）。そのため、本稿では「年寄並」であった時期の信綱らも一貫して「老中」と称する。

(7) たとえば宗家では、八月十日付阿部忠秋書状、二月十四日付酒井忠勝書状を『御両殿様御内書御奉書写』（宗家史料2/1、東京大学史料編纂所所蔵）という冊子に収録している。

(8) たとえば、細川家史料中、五月九日付阿部重次書状（江戸幕府二四〇）、卯月十七日付酒井忠勝書状（江戸幕府二四三）など。

三 年寄書状と年寄奉書

年寄書状（返書）

て準備していたが、急に眼病がひどくなつた。そこで、いましばらく国元で養生しようと年寄に願つたが、その際、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝の年寄三人宛の「一紙之状」を、三斎が取次を頼んでいた土井利勝宛の「内状」と一つにして利勝に届けている。また、当時年寄の顧問格の地位にあつた井伊直孝へも「別紙」の書状を送つてゐる。これに対し年寄たちは、忠世・利勝・忠勝の「連状」、利勝の「別紙」、直孝の「御返事」で返答している。⁽¹⁾

すなわち、正式の嘆願は、年寄三人宛の「一紙之状」であつたが、取次の年寄らへも周旋を依頼する「内状」を送つてゐるため、当然これに対する返事が來るのである。

そして、月番制が厳密に施行されてからは、月番の年寄へも書状を送つたため、その年寄からの返事がくることになる。「史料9」「史料12」がその実例である。

このような返事は、かれが取次の年寄あるいは月番の年寄であるという資格でなされるものであるから、単なる「書状」とは言えないが、様式的には書状であり、「史料2」のような儀礼的な年寄返札と区別する必要がある。

この問題を考えいくため、別の大名家に残された「年寄書状」を見ていこう。

〔史料13〕⁽²⁾（折紙）

猶々、三郎兵衛義、本来貴殿領中之者ニ而そ無之由、得其意候、

次、御息山城守殿^{〔中川久清〕}ヘモ可預御心得候、以上、

去十日之御状令拝見候、^{〔徳川家光〕}公方様一段御機嫌能被成御座候之間、可御心安候、将又、貴殿領分ニ而捕候きりしたんの宗門三郎兵衛と申

者之義、度々拷問ニテ、同類又は有馬ヘ籠候徒党之様子も存候かと相尋候へ共、不存候由申候、今度又貴殿御下候而も拷問被有之候へ

共、右之通替義無之段承届候、右三郎兵衛下人式人、宿いたし候者并兵糧つかハし候もの、何も拷問候へ共、きりしたんの宗旨ニ而無之、且那寺之住持書物仕之由、得其意候、何も遂相談、重而以連署可申入候間、其御心得尤候、恐惶謹言

〔寛永十五年〕
二月十九日

酒井讚岐守
忠勝（花押）

中川内膳正様

御報

豊後竹田藩主中川久盛は、領内で捕らえた三郎兵衛というキリンタンを拷問し、仲間の有無や島原の乱への徒党の様子などを聞きだそうとしたが果たせず、その旨を幕府に報告した。その時、土井利勝・酒井忠勝・阿部忠秋・堀田正盛の四人宛一紙の書状（二月十日付）とともに、酒井忠勝宛の同日付「内状」を送つてゐる。これは、忠勝が中川氏の取次の年寄であつたためで、これに対する返事がこの「史料13」である。

日付から見て忠勝は、中川氏からの書状を入手するとすぐに返事を出しているようである。忠勝は、「得其意候」で示されるように、中川氏の報告の内容を承つたことを明示し、「何も遂相談、重而以連署可申入候」と、以後年寄間で相談し、（家光に披露した上で）連署にて、すなわち「年寄連署奉書」にて正式な返答をすることを述べてゐる。

つまり、このような年寄の返事は、年寄（老中）奉書を受け取つた大名が「請状」を提出するのと同様に、嘆願の書状の受領書としての意味をもつのである。このような年寄の「書状」は、ほとんどすべて「去〇月×日之御状令拝見候」というような書状落手を報じる文章で始まつてゐる。大名から何も言つてこないので、年寄が独自に指示をしてゐるわけではない。

しかし、宛名が「様」で脇付⁽⁴⁾があるという様式的な点に注目すると、やはりこれらの文書は「書状」とすべきであろう。これは、次に見るよ

うに、酒井忠勝の地位が変化しても同様な文書を出していることからも傍証できる。

周知のように、寛永十五年十一月七日、家光は、土井利勝と酒井忠勝に、今までの御用を赦免するので、朔日・十五日、そのほかは召した時だけ登城することを命じ、同時に、六人衆であつた阿部重次を年寄に加えた。ここに、松平信綱・阿部忠秋とともに、年寄の三人体制が確立し、これ以後、この三人を総称して「老中」と呼ぶ慣行が定着することになる。

ところが、酒井忠勝は、依然として諸大名に対して「史料13」のような「奉書」に近い書状を発給しているのである。たとえば、次の史料である。

〔史料14〕（江戸幕府四四、折紙）

尚以、土井大炊殿^{利勝}・堀田加賀守連状^{正盛}ニ被成可下候へ共、一所ニ

可被下候、以上、
不罷在候間、別紙ニ御返事申入候、重而も連状之儀ハ、被御赦

尊書致拝見候、然そ去月十三日より十六日迄大雨降続、八代之本丸北之方之石垣、堀の方へ押出、ならし石なども内へ少ころび、今少之儀ニ而も其儘堀江押こミ可申候、左候へハ、大そう成普請ニ罷成候付、御老中迄右之段被仰入候間、返事參候迄崩不申候モ、石を御取のけ、来年貴殿御参府之節被得御意、もとのことく被仕候様ニと

上意ニ候可被仰付之旨、三斎被仰候へとも、貴殿思召候モ、石垣計を取のけ崩口其儘被成御置候ハ、事之外あふなく御座候間、次而ニ御築直被成度候由、一段尤存候、くつれ候所間数以下委絵図ニ被成、以使者御老中迄被仰入、御築直可然存候、併是ぞ私存旨ニ御座候、委曲從御老中御返事ニ可被申入候間、被任其意尤存候、將亦、熊本丸高キ石垣も、三所ふくれあふなく思召候、是ぞ堀無御

座所にて候間、石垣之根ニ石を御捨置かゝへ候て可被成御覽候由、尤存候、石垣ハ、所ニタ少々ふくれ候ヘとも無相違所も御座候間、能々穴生ニ御見せ被成尤存候、委細御老中より可被申入候間、不能一

二候、恐惶謹言

九月三日

酒井讀岐守忠勝（花押）

細川越中守尊報

これは、寛永十七年八月十三日から十六日にかけて降り続いた大雨により、八代城本丸の北側の石垣が堀の方へ押し出したため、細川忠利が酒井忠勝の助言を頗ったことに対する返事である。忠勝は、忠利の案を「一段尤」に存ずるとしながら、それを使をもつて老中に申し入れるよう指示し、これは「私存旨」であるから老中の返事を待てと告げている。

忠勝は、この時点でも細川氏の取次の年寄として活動しており、細川氏からこのような嘆願を取次ぐ役目を果たしているのである。だが、このような嘆願は、寛永十五年十一月以降三人の老中の合議によつて初めで許可されるのであって、正式回答は老中からしかなしえなかつた。その意味では、忠勝のこの好意的な返事も、あくまで「私存旨」であったのである。⁽⁵⁾「史料13」では、「重而以連署可申入候」と自分の行動として連署奉書発給を約しているが、この時期は「委細御老中より可被申入候」と、一步退いた位置から返答している。

しかし、この忠勝の「書状」も、細川家が老中宛書状を送つた時同時に送つた「内状」への返事であり、忠利はこれを「御老中より之御差図可任旨被仰越候御奉書」⁽⁶⁾と呼んでいる。⁽⁷⁾また、忠勝は、「小事」までを処理する老中の役は許されたとはいえ、依然「大事」には合議に加わる

「状」との名称を付与すべきであろう。忠勝らは、隠退後も「年寄」だったたのである。

返事ではない年寄書状

年寄（老中）の書状がすべて返書かというと、そうではない。次のような文書がある。

〔史料15〕

一筆致啓上候、然ぞ相國様如當春御寸白差出、御煩敷御座候、御灸など被遊、近日ぞ一段被得御快氣候、就其、各無御心元思召、若御參可有之乎与被思召、左様之儀必無用之旨被仰出付而、以書狀申達候、委細ニ伊勢兵部少可被申上候間、不能詳候、恐惶謹言

寛永十四年八月三日

土井大炊頭
利勝

家久様
人々御中

この文書は写であり、年号は後に付けられたもの、宛名の「家久様」というのも「薩摩中納言様」あるいは「松平大隅守様」であろう。「相國様」は秀忠で、寸白を煩っていたこと、諸大名に見舞いの参府は無用と命じていることが年代推定の手掛かりになる。秀忠は、寛永八年春に寸白か御痰であると侍医に診断されており、同八年八月九日付細川忠利披露状案に「相國様御煩御見廻之御下向、御無用との御年寄衆御触状、当月四日ニ進上申候」とあることから寛永八年のものである。

文中、秀忠の仰せを「書状」で伝えると明記してあり、このような文

書は「書状」であった。細川氏は、同様の文書を「御触状」と称しているが、これは内容に着目してのもので、このような触が書状で伝えられることになっていたことも、秀忠大御所時代の土井利勝ら「出頭人」の権限が窺え、興味深い。

また、次の寛永十三年五月十三日付細川忠利披露状案⁽¹⁾にもそのような

事例が見える。

〔史料16〕

一御前ニ而、上方へ被成御上御養生之儀、御直ニ我等ニ被仰聞候、無残所忝御意ニ而御座候、其段大炊殿迄具御状ニ而被仰遣候様ニと申、御状參候事、

上方にて養生するのは忠興である。これを取次の年寄土井利勝が、「御状」にて忠利を介してその事情を伝えているのである。

こうした場合、取次の年寄の「御状」が発給されるが、あくまで将軍家光の御直の仰せが決定であり、年寄連署奉書の限界が指摘できる。ただし、利勝の「御状」も単なる書状ではなく、將軍の仰せの内容を具体的に伝達したという意味で奉書に近く、しかも返事ではない。

年寄奉書

年寄一判で連署奉書と同じ様式の文書を発給することもあった。次の史料がそれで、このような「年寄奉書」があるがゆえに、「奉書」と呼ばれている文書を「書状」に分類することを主張してきたのである。⁽¹²⁾

〔史料17〕（江戸幕府三二、折紙）

以上

内々被仰置候国元ニ被有之候貴殿御舎弟江、^(細川立孝)五条殿息女縁辺之儀、^(為道)達上聞候処、心次第可申合旨、御詫候、可被得其意候、恐々謹言

八月四日

細川越中守殿

酒井讚岐守
忠勝（花押）

この「奉書」が発給されるにいたった経緯を、一連の細川忠利披露状⁽¹³⁾により示しておこう（年次はすべて寛永十一年）。

〔細川立孝〕
「立允祝言之事、被仰越候、晚刻讚岐殿へ申遣候、何共于今返事無御座候」（閏七月廿二日付）

「只今五條殿息女之儀、讚岐殿へ又申候、御次而を以、可被得御意候由

御申候間、使者を残し置候由約束仕置候」（閏七月廿九日付）

「五條殿之御息女之儀相済、如此之讚岐殿より状參候、写を仕進上申候、
本書ハ跡を使者持而罷下由ニ而、写を差越申候間、進上仕候事」（八月
十日付）

すなわち、閏七月二十二日の晩、細川忠利は、三斎の依頼を受け酒井
忠勝に弟立孝と五條為適息女との結婚について申し入れたが、何とも返
事がなかつたので、重ねて二十九日に申し入れた。忠勝からは、ついで
の折りに家光に披露するとの返答であった。そして、八月四日付で忠勝
は家光の許可がおりた旨を申し送り、それを受領した忠利は、三斎にそ
の写を送付した。少し日時がずれているのは、この時上洛中だつた家光
が八月四日に江戸に向かつたため、供奉した忠勝の返事が日付より遅れ
て忠利に届いたからであろう。

この「奉書」は、宛名が「様」ではなく「殿」で、脇付もないという
奉書の様式をとつている。先に見てきた「年寄書状」が、「様」で脇付
もあつたことを考えれば、これは正真正銘の奉書であるといえる。しか
も、折紙で年寄一判、文中には將軍の「御詫」が明示されている。この
ような「年寄奉書」も存在したのである。

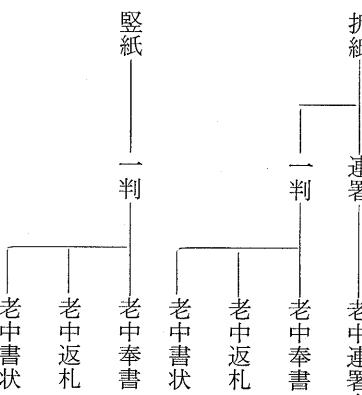
ただし、これも、先にあげた土井利勝の「御状」のごとく、將軍の
「御詫」を前提にした奉書であつた。そのような場合、取り次いだ忠勝
に「御詫」伝達の任務が与えられ、しかも結婚の許可という証拠書類が
必要な案件であつたため、一判の奉書が出されたのである。

一判の奉書は、縦紙のそれを除いて連署奉書でよく見る定形化された字体であり、一見して明瞭に区別できる。右筆が違うことによるのか、意識して書き分けているのかの判定は今後の課題したい。

(13) 『細川』一一七四九、七五〇、七五一号。

おわりに

本稿では、家光政権期における老中（年寄）一判の奉書および書状を中心考察してきた。いま、その関係を図示すると次のようになる。



いうまでもなく、月番老中の発給する老中返札は老中奉書の一形態であるが、その特徴を表現するため独自の名称を付与したものである。

結論を言えば、奉書と書状を分けるものは、宛名が「殿」か「様」かという一点である。奉書において脇付は次第に付けられなくなるが、寛永十年代初頭までは付される場合が多いからである。一方、その頃までは宛名も藩主の官位昇進が反映され「薩摩中納言殿」といったものが見られるが、脇付の消える頃から受領名に固定されていく。外様の大大名

に対する丁重な姿勢が変化するわけである。ここに、老中制の権威の確立を文書様式の上から見ることができよう。

もう一つ重要なことは、老中書状の存在である。これは、各大名が内々に頼んでいた「取次の老中」あるいは月番老中が、私的なことも含めて通信する場合に使用されるもので、返書が多い。しかし、その内容は、公的なことにも及んでおり、大名側もそれを時に「奉書」と呼び、強い勧告を意味し、証拠能力を持つものであった。当初は「取次の老中」の存在が大きいが、月番制が軌道に乗る寛永十三年ころから月番老中の書状が目立ちはじめ、他の老中も彼の担当任務を尊重するという形が整ってきている。これによって、実質的にある一人の出頭人への権力集中は実現しにくい構造ができたのではないかと思われる。

また、寛永十五年十一月の老中制成立以降も、老中を赦された酒井忠勝が諸大名への取次役として従来通りの活動をしており、依然として年寄の地位を占めている。「年寄酒井忠勝書状」として分類すべき文書の多いことがそれを物語っている。

そして、年寄酒井忠勝一判の奉書が出された状況の考察により、將軍の上意が老中の合議体を超越するものであるとの私見も補強できた。

以上、基本的には伝存している個々の文書の合理的な名称付与を目的として考察を進めてきたが、文書の様式や使われ方自体が当時の政治構造を端的に表現しているものだったと言えよう。

〔注〕

(1) 家綱政権期に入ると、一判の奉書がさほど使われなくなるが、寛文四年十一月、老中一判の奉書の制度化にともない飛躍的に増大し、老中連署奉書は、城普請、参勤交代、年頭・八朔および重要慶弔時の進物への返札など限られたものにしか使用されなくなる。

(2) 大野充彦、前掲論文。

(3) 摂著『寛永時代』二三頁。

〔付記〕 本稿は、一九九〇・九一年度文部省科学研究費一般研究B「江戸幕府文書の古文書的研究」の研究成果の一部である。本稿作成にあたっては、科研参加メンバーによる研究会で貴重な示唆を受けた。